

Q: 住む人がいなくなった家（空き家）のことを相談できるところはあるの？

A: 空き家の売買のことに限らず、相続の問題や管理のことなど空き家に関する悩みごと・困りごとについて無料で相談できる窓口をご案内できます。詳しくは下記問い合わせ先にご連絡ください。

【問い合わせ先】都市計画係 内線 426・466

### 市民課での手続き内容と必要なもの（1番窓口）

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係
世帯主が亡くなった世帯	世帯主変更届※1	・本人確認書類 ・同世帯員以外の代理人がお越しの場合は委任状	内線 市民係 303 304
印鑑登録証をお持ちの人	印鑑登録証の返納	・印鑑登録証	
通知カードまたはマイナンバーカードをお持ちの人	通知カードまたはマイナンバーカードの返納※2	・通知カードまたはマイナンバーカード	

■本人確認書類は以下のものをお持ちください■

顔写真付きのもの1点（マイナンバーカード、運転免許証、旅券等）または、顔写真がないもの2点（年金手帳、通帳、資格確認書、資格情報のお知らせ等）

※1 一人世帯の場合には世帯主変更届の必要はありません。世帯構成員が複数人いる世帯の世帯主が亡くなった場合、新たに世帯主を決めていただく必要がありますので、手続きにお越しの前に決めてください。ただし、2人世帯で世帯主が亡くなった場合は、自動的にもう1人が世帯主になります。

※2 亡くなられた人の通知カードまたはマイナンバーカードは、金融機関などの各種お手続きに必要な場合があるため、すべての手続きが完了後、返納してください。